

北海道釧路湖陵高等学校いじめ防止基本方針（令和6年4月改定）

いじめの定義 いじめ防止対策推進法 第二条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1. 基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなことを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるようにすることを旨としなければならない。

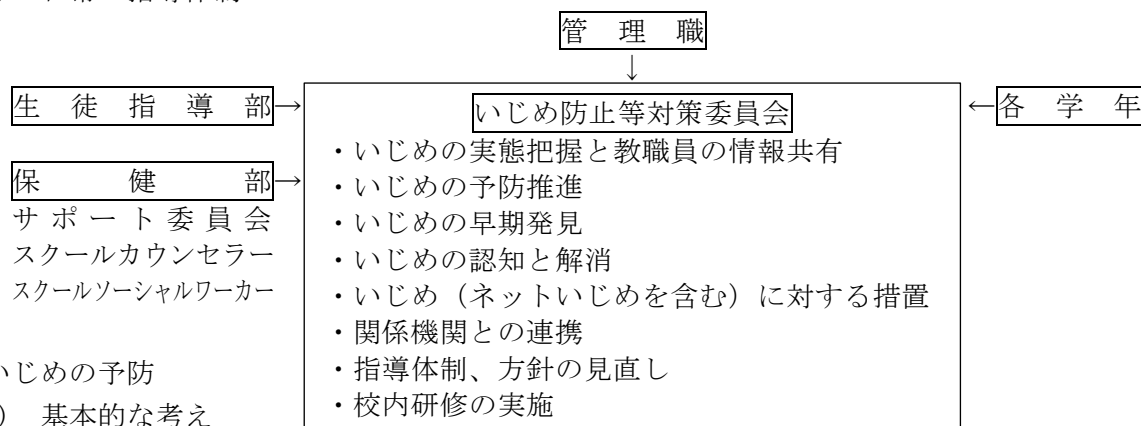
加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、地域、北海道教育委員会その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2. 指導体制

(1) 基本的な考え

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うためには、いじめの実態とその対応等について情報共有の上、組織的に対応することが必要である。このため、別紙のとおり「いじめ防止等対策委員会」を置くこととする。

(2) 日常の指導体制



3. いじめの予防

(1) 基本的な考え

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象にした、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような環境を整えていくことである。

生徒に集団の一員として自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を作りだしていくことが期待される。

(2) いじめの防止のための措置

ア 校内研修や職員会議による、いじめについての教職員の共通理解

イ 全校集会やホームルーム、授業による生徒への指導

ウ 授業・特別活動・部活動等における様々な協働を通じた人間関係の形成

- エ 道徳教育の充実や読書活動・体験活動の推進による生徒の社会性の育成
- オ 幅広い社会体験・生活体験の機会を通じた豊かな情操の醸成
- カ 生徒自身がいじめ問題について考え、いじめ防止に取り組む機会の設定

4. いじめの早期発見

(1) 基本的な考え

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい形で行われることがほとんどである。たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃から生徒との信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにするとともに、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ア 定期的なアンケート調査や教育相談の実施
- イ 生徒に対する多様な相談窓口の設定
- ウ ネットパトロール等の実施
- エ 保護者等との情報共有（通信物・電話等の定期連絡、家庭訪問、保護者等会等の実施）
- オ 行政等の関係機関との連携（行政等の関係機関との情報共有）

5. いじめに対する措置

(1) 基本的な考え

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置く。事実経過等についての記録の作成と保存を行う。

前提となるのは、教職員全員の共通理解、保護者等の協力、関係機関・専門機関との連携のもとでの対応である。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- イ 生徒や保護者等から訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ウ 発見・通報を受けた教職員は「いじめ防止等対策委員会」と直ちに情報を共有する。
- エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底的に守り通すという視点から、警察署に相談して対処する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者等への支援

- ア いじめられた生徒からの事情聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- イ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーに十分留意する。
- ウ 安全・安心を確保し、心のケアを図る。
- エ 今後の対策について共に考える。
- オ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- カ いじめが解消したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、支援を行う。
- キ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者等に事実関係を伝える。
- ク 対応経過をこまめに伝えとともに生徒の様子について保護者等と学校の情報共有を図る。
- ケ 保護者等から相談された場合、複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝

- え、少しでも安心感を与えられるようにする。
- ・じっくりと話を聞く。
 - ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
 - ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
- (4) いじめた生徒又はその保護者等への指導
- ア いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。その際、いじめの事実の確認、背景や要因の理解に努める。
- イ 事実が確認された場合、教職員が連携し、必要に応じて外部の協力を得て組織的にいじめをやめさせ、再発防止のための措置をとる。
- ウ いじめは決して許されないという毅然とした態度を持ちながら、いじている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。また、二度といじめを起こさない環境の構築を図る。
- エ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させ、反省・謝罪をさせる。その際、今後の生き方を考えさせる。
- オ 保護者等には事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
 - ・生徒や保護者等の心情に配慮する。
 - ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者等の協力が必要であることを伝える。
 - ・生徒の様子について保護者等と学校の情報共有を図る。
- カ いじめが解消した後も、保護者等と継続的な連絡を行う。
- キ 保護者等同士が対立する場合もあり、教員が間に入って関係調整が必要となる場合もある。
- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
 - ・場合によって管理職が率先して対応することが有効となる。
 - ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。
- (5) いじめが起きた集団への働きかけ
- ア 被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切。そのために
- ① 自分の問題として捉えさせる。
 - ② 望ましい人間関係づくりに努める。
 - ③ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。
- イ 全ての生徒が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
- (6) ネット上のいじめへの対応
- ア ネットいじめの把握
- ・被害者からの訴え
 - ・閲覧者からの訴え
 - ・ネットパトロール（定期・不定期）
 - ・状況確認→状況の記録→いじめの対応、管理者への連絡・削除依頼、警察への相談
- イ 保護者等への啓発（フィルタリング、保護者等の見守り、情報モラル教育の理解）
- ウ 情報教育の充実（教科「情報」における情報モラル教育の充実）

6. 重大事態への対応

(1) 基本的な考え

いじめ防止対策推進法に定める重大事態「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の場合には、いじめ防止等対策委員会が迅速に事実関係を把握し、設置者の指導・支援を受けながら、保護者等、地域、関係機関と連携して必要な措置をとる。

(2) 具体的な措置

ア 設置者への報告

イ 生徒への質問票等による事実関係の明確化

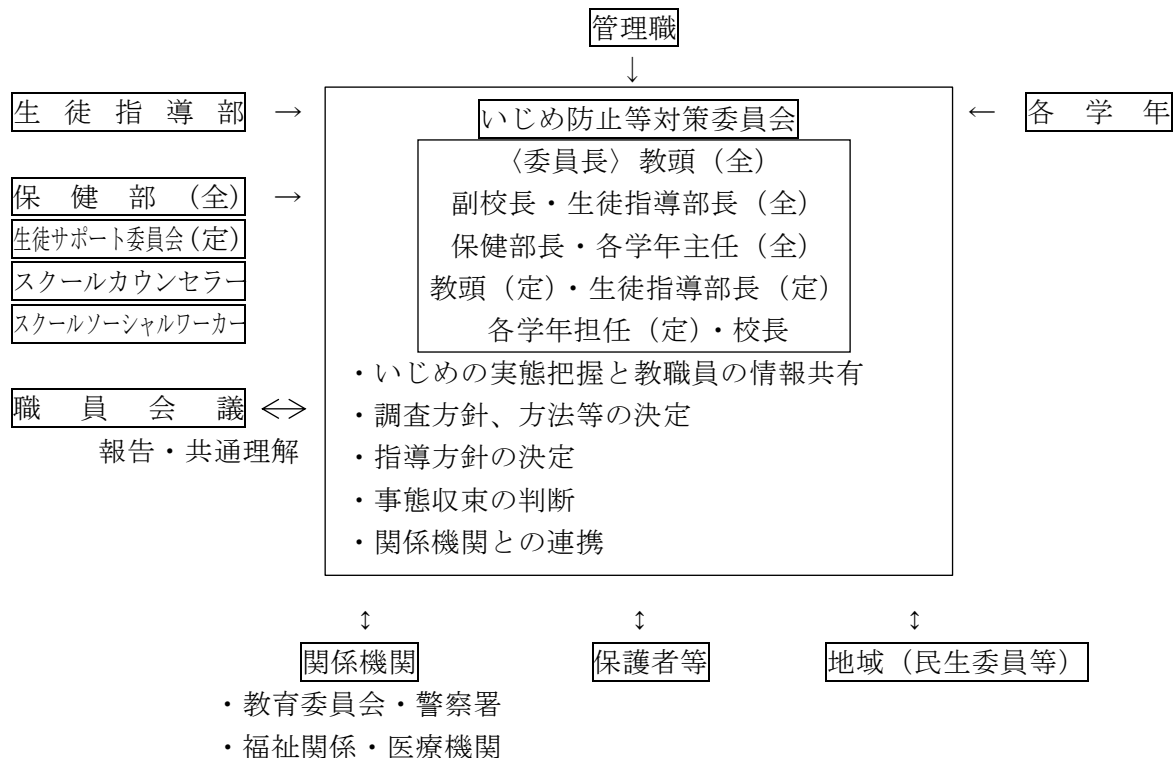
- ・ 弁護士、精神科医、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織（調査委員会）を設け調査する。
- ・ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者等に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会等に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないように配慮する。

ウ いじめを受けた生徒及び保護者等に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

エ 一般生徒等のメンタルヘルスクエア等を行い、全校生徒の不安を解消させる。状況により養護教諭やスクールカウンセラー、精神科医、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するものの手助けを受け、生徒のケアに当たる。

オ 加害生徒に対しては、保健部と連携し教育相談を行いながら「懲戒及び特別指導に関する申し合わせ」に沿った対応をする。その際、いじめた生徒が抱える問題や背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮し、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮のもと指導する。

(3) 指導体制



(4) 調査委員会

調査委員は、次に掲げる者のうちから校長が任命する。

- ・学識経験を有する者
- ・いじめの防止等に関する知見を有する者
- ・校長が適当と認めた者

7. 補足

いじめの「内容」「要因」「解消」…北海道いじめ基本方針より

(1) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(2) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

北海道釧路湖陵高等学校いじめ防止のための年間計画

時期	会 議 等	防 止 対 策
4 月	いじめ防止等対策委員会 ・指導方針確認 ・指導計画確認 ・生徒、保護者等向け啓発	全校集会におけるいじめ防止等に関する講話 宿泊研修におけるピア・サポート活動 校内ネットパトロール 学校ホームページに基本方針を掲載
5 月	学校評議委員会 ・指導方針、計画確認	校内ネットパトロール
6 月	いじめ防止等対策委員会 ・アンケート結果確認	いじめアンケート① 校内ネットパトロール
7 月		全校集会におけるいじめ防止等啓発講話 校内ネットパトロール
8 月		校内ネットパトロール
9 月		思春期保健講話 校内ネットパトロール
10月		校内ネットパトロール
11月	いじめ防止等対策委員会 ・アンケート結果確認等 学校評議委員会	いじめアンケート② 校内ネットパトロール
12月		全校集会におけるいじめ防止等啓発講話 校内ネットパトロール
1 月		校内ネットパトロール
2 月	学校評議員会 ・学校関係者評価	校内ネットパトロール
3 月	いじめ防止等対策委員会 ・評価、改善 ・指導報告	校内ネットパトロール
通年		登校指導 教育相談（個人面談） 学年会での情報交換（毎週） ピア・サポート研修会 ネットトラブル啓蒙活動 公開授業日等における保護者等との懇談 各種ガイダンス等における保護者等との面談

いじめチェックリスト（１）

１ いじめられている生徒のサイン

HR担任を中心に、多くの教員の目で、多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	チェック	サ イ ン
登校時 S H R	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	遅刻、欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいていることが多い。 体調不良を訴えることが多い。 提出物を忘れたり、期限に遅れたりすることが多い。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。 表情が浮かばないことが多い。
授業中	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	保健室、トイレに行くことが多い。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周辺が散乱している。 教科書、ノート等に汚れがある。 決められた座席と異なる座席に着いている。 グループワーク、ペアワーク等の取組が以前と比べて悪い。
休み時間等	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	弁当にいたずらをされる。 一人で昼食を食べている。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが、表情が冴えない。 衣服が汚れたりしている。 用もないのに職員室に来ることが多い。
放課後	☐ ☐ ☐	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、場所が変わったりしている。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

２ いじめている生徒のサイン

いじめらしい行為をしている生徒がいることに気が付いたら積極的に生徒とコミュニケーションを図り、情報を入手するとともに、担任、学年団等と情報共有し、組織的に対応する。

チェック	サ イ ン
☐ ☐ ☐ ☐ ☐	教室等で仲間同士と集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立つ。 教員がある生徒と話をすると、周囲が不自然な雰囲気になる。

いじめのチェックリスト（２）

1 教室でのサイン

チェック	サ イ ン
☐	嫌なあだ名が聞こえてくる
☐	座席替え等で近くの席になることを嫌がる。
☐	何か起こると特定の生徒の名前が出る。
☐	筆記用具等の貸し借りが多い。
☐	特定の生徒の名前の落書きがある。
☐	机や椅子、教材等が乱雑になっている。
☐	グループワークのメンバーや同じ班員になると不自然な雰囲気になる。

2 家庭でのサイン

チェック	サ イ ン
☐	理由もないのに元気がない。
☐	今までとは雰囲気が変わる。
☐	学校や友人のことを話さなくなる。
☐	友人やクラスの不平、不満を口にするが多くなる。
☐	朝起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
☐	電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりすることが多い。
☐	メール等をこそこそ見たり、電話に怯えたりする。
☐	不審な電話やメール等がある。
☐	遊ぶ友人が急に変わる。
☐	部屋に閉じこもったり、家から出なかったりすることが多くなる。
☐	理由がはっきりとしない衣服や持ち物に汚れがある。
☐	理由がはっきりとしない打撲や擦り傷がする。
☐	登校時間になると体調不良を訴えるが多くなる。
☐	登校時間になると腹痛を訴えるが多くなる。
☐	食欲不振、不眠を訴える。
☐	学習時間が減る。
☐	スマートフォンの使用料金が急に高額になる。
☐	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
☐	自転車がよくパンクする。
☐	家庭の品物や金銭がなくなる。
☐	大きな額の金銭を欲しがる。